

情報管理特別会計について

1. 情報管理特別会計の位置づけ

自動車リサイクル法においては、使用済自動車の流通ルートを適切に把握する観点から、事業者に対し、原則インターネットで流通状況について報告することが義務づけられている。

この電子マニフェストシステムを管理する主体である「情報管理センター」として、(財)自動車リサイクル促進センターが指定を受け、業務を行っている。この業務を行うにあたっては、法律上、財団の他の業務と区分して経理することとなっており、情報管理特別会計を設けている。

2. 情報管理センターにおける業務の内容

情報管理センターでは以下の業務を実施している。

① 電子マニフェスト事業（電子マニフェストシステムの運営・管理）

引取業者、解体業者等の関連事業者等が報告した使用済自動車等の電子マニフェスト情報を運営・管理する事業

② 書面利用移動報告事業

FAXを使用した書面の提出方法により関連事業者等から使用済自動車等の報告を受け、これを電子マニフェストシステムに入力する事業

③ 書類等交付事業

関連事業者等からの請求に基づき、電子マニフェストシステムに報告された内容につき書類等を交付する事業

④ 移動報告事項送信事業

自動車製造業者・輸入業者から委託を受けて、リサイクル料金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法人へ送信する事業

3. 情報管理特別会計の構造

情報管理特別会計の構造は次ページのとおりのとおり。上記4つの業務及び管理費については、それぞれ下記のと通りの収入を原資として実施されることになっている。なお、料金等の設定にあたっては、設定時にはシステムの全容が完全に確定し得ない中で、早い場合には6年目頃に大規模な改造も想定されることから、全て5年間で収支が均衡するように料金を設定している。

① 電子マニフェスト事業（電子マニフェストシステムの運営・管理）

電子マニフェストシステムの運営・管理費用は、産業構造審議会・中央環境審議会合同会議での議論を踏まえ、自動車製造業者・輸入業者と自動車所有者が折半して負担することとなっている。自動車所有者は、情報管理料金をリサイクル料金の一部として預託する。

なお、電子マニフェストシステムの初期構築費用は、同合同会議での議

論を踏まえ、自動車製造業者・輸入業者の全額負担となっている。

② 書面利用移動報告事業、③ 書類等交付事業、④ 移動報告事項送信事業

これらの事業については、法律に基づき、当該事業を利用する事業者から、事業の実施に要する費用に相当する額を手数料として徴収できている。

⑤ 管理費

情報管理業務の運営に必要な基盤的成本である管理費（人件費・事務所費用等）は、産業構造審議会・中央環境審議会合同会議での議論を踏まえ、自動車製造業者・輸入業者の全額負担となっている。

（会計の構造）

収入	
事業収入	情報管理料金等収入
	自動車製造業者及び日本自動車輸入組合からの収入
	書面利用移動報告手数料収入
	書類等交付手数料収入
	移動報告事項送信手数料収入
借入金収入	
雑収入	

支出		
事業費	書面利用移動報告事業費	
	書類等交付事業費	
	移動報告事項送信事業費	
	システム関連費	
	サポート業務運営委託費	
	その他	
管理費		
固定資産取得支出		
借入金返済支出		
特定預金支出		
予備費		

以上